

高校生が
考える

SNSと 著作権

一般社団法人 AUCTORIA



AUCTORIA

<https://auctoria.jp>

はじめに

みなさんは「著作権」に対してどのようなイメージがあるでしょうか。著作権とは、著作者がつくった写真、小説、音楽、絵画、動画などの著作物の無断利用、不正コピーを防ぐための法律上の権利です。

「著作権」や「著作者」となると、作家や作詞・作曲家、写真家、画家など、私たちとは無関係な存在であり、権利だと考える人も多いでしょう。しかし、現代のインターネット社会においては、著作権に関する問題はより身近なものになっているのです。

2000年代以降のデジタル化の発展により、データ共有の円滑化が進み、データの保管や共有がスムーズになりました。そのおかげで情報活用が促進される現代では、誰もが簡単に世界中のテキストや写真、動画、音源にアクセスし、発信することが可能になりました。

しかし便利な一方で、若年層（中高生）によるソーシャルネットワーク(SNS)の利用には、注意が必要です。SNSは不特定多数の人が情報を発信したり、閲覧できる便利なツ

ールですが、個人が特定されたり、誹謗中傷、情報拡散によるトラブルが社会問題にもなっています。著作権についての正しい知識がないにもかかわらず、SNSを乱用することでトラブルに巻き込まれたり、著作権を侵害する事態を引き起こしてしまう恐れがあるのです。

一方で学習したデータに基づき、テキストや画像、音声、動画などの新しいコンテンツを生み出す「生成AI」の技術は、人々の生活や暮らしに大きな変化をもたらしていくでしょう。今後は、「著作権と生成AI」についても活発な議論が予想されます。

高校生である私は、この本（冊子）を通じて、正しい著作権のあり方について考えていきたいと思います。中高生にもわかりやすく著作権の仕組みや課題、ポイントを紹介し、法の啓もう活動につなげていきたいと思います。そうすることで日本国内はもちろん、世界中のクリエイターが委縮せず創作活動に励める環境づくりをサポートできれば幸いです。



著作権とは？

日常生活で触れているテキストや画像は著作物であり、著作権があるかもしれません。ここでは著作権の目的、著作物を簡単に説明します。

著作権の目的

著作権とは著作物（写真、小説、音楽、絵画、動画など）を作った時点で、自動的に著作者（これらを作った人）に与えられる権利です。

目的としては、「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」（著作権法第1条）と、著作者の権利保護と同時に文化の発展に寄与することが挙げられています。



著作物とは

次に、著作物とは何か考えてみましょう。著作物は、「思想や感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する作品」と著作権法2条1項1号にて定められています。

ここから分かるように、著作権は特許権などとは違い、申請等がなく、誰でも手に入れることのできる権利です。



高校生



高校生が考える「SNS」と著作権

インターネットの発達によって、みなさんが著作物に触れる機会は増えたと思います。そこで、ここからはみなさんがよく使うであろうXやTikTok、Instagram、YouTube、生成AIについての注意点を画像や動画、文章などの著作物の観点から紹介していきたいと考えています。

Xの注意点

人々のつぶやきで日々あふれるX（旧 Twitter）。ここでは、ツイートから著作物性について、判例と考え方について紹介します。

著作物性

ツイートは事実を述べただけのものや短すぎるものは著作物ではありませんが、個性のある創造的な文章は著作物として認められます。

具体例としては、長めのポエム、詩、感想、ストーリーが認められる傾向にあります。投稿者特有の言い回しや構成があることが重要です。



判例

2025年10月、東京地裁にてX（旧 Twitter）の投稿のスクリーンショットを無断転載したことに対し起きた裁判です。

ここでは、投稿の「創作性のある著作物」かどうかが争われ、最終的には、著作物だと認められ、著作権侵害に基づき約40万円の損害賠償を命じられています。



ワンポイントアドバイス

自分たちの何気なくポストしたツイートが、著作物になる可能性があります。そのため、Xにはたくさんの著作物が転がっているとも言えます。ツイートはスクリーンショットをしないことを心がけ、使用したい場合は、引用リツイートや埋め込みなど、X内での機能で安全に利用しましょう。

Instagram の注意点

日常で友達と交流したり、リール動画を見たりするInstagram。ここでは投稿をするという観点から、著作権侵害になってしまうパターンや判例、著作権侵害にならないためのアドバイスを紹介します。

著作権侵害になるパターン

著作権侵害をわかりやすく説明するのなら、自分のものではない画像を投稿することです。これはいわゆる無断転載というもので、相手の許可なく、インターネット上にある著作物を自分のアカウントで再投稿することです。



判例

令和8年1月27日判決が言い渡された、インスタ投稿をめぐる著作権侵害事件があります。これは、AさんがInstagramに動画を投稿したところから始まりました。

そしてある日、Bさんがその動画をスクショ&画像化し、あたかも自分の投稿かのようにアップしました。(作者名も載せていない) これに対し、原告が訴え、複製権侵害、公衆送信権侵害、氏名表示権侵害などの侵害から47万9000円の支払いの判決に至ったものです。



ワンポイントアドバイス

Instagramに投稿すると、基本的には全世界の人に見られてしまいます。そのため、自分のアカウントで投稿をアップしたいなら、自分の著作物だけにしましょう。また、どうしても使いたいのなら相手に許可を取り、引用元を載せるようにしましょう！

TikTok の注意点

普段から何気なく見ている TikTok。ここでは動画を視聴するという観点から、著作権侵害になってしまうパターンや判例と、その対策について紹介します。

著作権侵害になるパターン

違法転載動画を TikTok 以外の機能を使って、ダウンロードすることは、著作権の侵害です。現在の法律では、TikTok で違法転載の動画を見たり、TikTok の機能でいいねや保存することは違法にはならず、罰則也没有せん。

しかし、TikTok 内以外の機能で動画をダウンロード、保存するとそれは複製権侵害により違法になってしまいます。



判例

2004年、共有ソフトWinnyを用いて映画等の違法ダウンロードを送受信した行為につき、著作権法上の複製権侵害および公衆送信権侵害が問題となりました。

利用者が逮捕・起訴された結果、刑事では罰金刑の有罪例があり、民事でも数十万円規模の損害賠償が認められた事例があります。



ワンポイントアドバイス

まず、TikTok等の動画サイトを利用する際は、その範囲内での機能を使い、楽しみましょう。もし違法動画を見てしまったら、直ぐに次の動画に飛ばす、各プラットフォームの通報機能で通報するなど、その作品には必ず著作権者がいることを考え、行動しましょう！

YouTube の注意点

インターネットの発展に伴い、台頭してきたYouTuber。プラットフォームであるYouTubeの二次創作から著作権侵害になってしまうパターンや判例、その対応策について紹介します。

著作権侵害になるパターン

金銭的目的や趣味の範囲を超えての二次創作は著作権侵害となります。また、各会社が出している二次創作のガイドラインを守らず、投稿することは、著作権の侵害になります。



判例

ファスト映画事件が挙げられます。この事件は、映画本編を10分に編集し、ナレーションをつけた動画をあげていたものです。これは2021年に著作権法違反で有罪となり、被害総額は20億円以上と試算され、5億円の損害賠償命令が出されました。



ワンポイントアドバイス

Xの注意点で挙げたように、著作物性を考えて創作することが大切です。また、著作物を使用したい場合は、Instagramの注意点同様、著作者に許可を取ることや趣味の範囲で扱うことがポイントです。

生成 AI の注意点

様々な分野において注目されている生成 AI。ここでは生成 AI を扱う上で、どのような場合だと著作権違反になるのか、注意すべき点について紹介します。

著作権違反になる場合

生成 AI で作ったものをそのままインターネットにあげることは注意が必要です。

生成 AI は、大量の情報であったり、著作物を学習した上で、私達のプロンプトを元に生成しています。そのため、思想や感情が反映されにくく、著作物ではない可能性も考えられます。



ワンポイントアドバイス

生成 AI における著作物性は現在、問題視されている著作権問題の一つです。そのため生成して出したものはインターネットにはあげず、個人での使用の範囲に留めるようにしましょう。

広告

SPORTS EDITORSHIP

GIG

<https://gig-sports/com>